

令和5年度 総合評価落札方式(簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

トンネル工事(WTO対象)[JV工事]

評価項目及び加算点		評価基準	提出様式 <small>(※別添資料参照のこと)</small>
技術 提案 8.0点	簡易な施工計画書 ① 施工上の課題に対する技術的所見 ② 施工上配慮すべき事項 ※ 案件ごとに設定 ※ 2つの課題毎に最大5提案とし、審査点は1提案最大3点とする。 (審査点最大 2課題×5提案×3.0点) ※ 技術評価点(1課題)=審査点/15点×4点 小数点以下第3位を四捨五入 ※ 具体的な評価基準は案件毎に設定	発注者が指定した内容(課題①)について、現場特有の施工上の課題を正しく理解しているか。また、課題に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。	①[様式1-1]
		発注者が指定した内容(課題②)について、現場特有の施工上配慮すべき事項を正しく理解しているか。また、配慮する事項に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。	②[様式1-2]
地域 貢献度 上限 4.0点	代表者以外の構成員の主たる営業所の所在 (1) 工事箇所所在する振興局・支庁管内に主たる営業所を有する者 (1.5点) (2) 鹿児島県内に主たる営業を有する者 (1.0点) (~ 点) (3) (1)及び(2)以外 (0.0点)	代表者以外の構成員の各者について、県内又は管内に主たる営業所を有する者であるか。 ※上限は4.0点 ※代表者以外の構成員の各者のみを評価対象とする。 ※入札参加申込書の提出期限の日に設置されている営業所を対象とする。	[様式2]
合計	12.00 点		